

知事記者会見

新型コロナの5類移行に係る 県からのお願い

令和5年4月28日

5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザ等と同じ5類感染症に変わります。

感染対策について

これまで

法律に基づき、行政が様々な要請や関与をしていく仕組み

5月8日以降

主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本
(マスク着用の取り扱いと同様)

県民の皆様へ

- 今後、個人による自主的な感染対策となりますので、本人の意思に反して感染対策を強いることのないようご配慮願います。
- 事業者の感染対策についても実施の要否は、それぞれの事業者の判断となりますので、ご理解をお願いします。

基本的な感染対策の見直し

5月8日から

日常での基本的な感染対策は、主体的な選択を尊重し
個人や事業者の判断に委ねることが基本 となります

マスクの着用

マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本

※マスクの着用が効果的な場面等を提示

手指衛生・換気

政府として一律に求めないが、基本的な感染対策としては、引き続き有効

- 三密回避
- 人と人との距離確保

政府として、一律に求めないが、流行期において、高齢者など重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所・混雑した場所・近接した会話を避けることが有効

※避けられない場合は、マスクの着用が有効

感染者の療養期間等の見直し(推奨) ※外出自粛の要請をするものではない

➤ 感染者の療養期間の目安:発症翌日から5日間かつ軽快後1日程度

➤ 感染後10日間はマスク着用

➤ 濃厚接触者は特定しない

医療提供体制について

これまで

限られた医療機関による
特別な対応

5月8日以降

▶ 幅広い医療機関による自律的な
通常への対応

県民の皆様へ

- 発熱など、コロナ感染の疑いがある場合も、通常の疾患と同様に、かかりつけ医を含め、お近くの医療機関に連絡して受診をお願いします。(受診・相談センターについては、9月30日まで開設予定)
- 5類移行後は、他の疾患の患者とコロナ感染者が同じ病棟になる場合もありますので、ご理解をお願いします。

5類感染症移行後の発症から療養の流れ

【県民の皆様へ】

- ◆ 受診前に必ずかかりつけ医又はお近くの医療機関に電話して受診の可否を確認してください。
- ◆ 診療ができない医療機関は、診療可能な医療機関を患者に案内することになっています。

【受診に関する相談窓口】
長崎県受診・相談センター
☎ 0120-071-126
(24時間対応)
※令和5年9月末まで開設予定



発熱等の症状がでたら
又は
検査キットによる自己検査で陽性反応がでたら

症状が軽い場合

- かかりつけ医に電話相談
- かかりつけ医がない方はお近くの医療機関に電話相談

※正当な理由で患者の受入れが困難な場合は、医療機関が患者に診療可能な医療機関を案内します。

※お近くの医療機関をお探しの方は、医療機関検索サービスサイト「ながさき医療機関情報システム」を参考にしてください。

医療機関を受診



自宅療養



- ※体調急変時は医療機関に相談
- ※療養期間の目安(推奨)
発症翌日から5日間かつ軽快後1日程度
- ※濃厚接触者は特定しない
- ※発症後10日間はマスク着用を推奨

入院

《医療費負担の考え方》

- ① 外来医療費⇒自己負担
- ② 入院医療費⇒自己負担(食事代も自己負担)
※高額療養制度の自己負担限度額から原則2万円を減額した額を自己負担
- ③ ①②の治療薬⇒コロナ治療薬は公費負担

医療提供体制について

医療機関の皆様へ

- 入院病床の確保、感染者の診療などこれまでご協力、ご尽力いただいていた医療機関の皆様には、厚くお礼申し上げます。
- 5類移行後は、インフルエンザを含めた風邪症状等の疾患と同様に幅広い医療機関の皆様に患者を受け入れていただくことが基本となります。正当な理由(※)で患者受入れが困難な場合は、診療可能な医療機関をご案内いただきますようお願いいたします。
- これまで行政が担ってきた入院調整は、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※患者が発熱や上気道症状を有している又はコロナに罹患している若しくはその疑いがあるということのみを理由とした診療の拒否は「正当な理由」に該当しません。